

令和5年12月21日

令和5年第3回

## 水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

## 報告事項

### 1 令和6年度国保事業費納付金（仮算定）の概要について

#### (1) 令和6年度国保事業費納付金の仮算定結果（県全体分）

##### ① 県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、令和5年度（確定値）と比べて約7億円の減。

区 分	R6年度 (仮算定)	R5年度	増 減
国保事業費納付金	約803億円	約810億円	△約7億円

##### ② 令和6年度国保事業費納付金の減額要因について

令和6年度の国保事業費納付金の仮算定に当たっては、推計された被保険者数の減に伴い、保険給付費の推計結果が令和5年度納付金算定時の推計値から減少する結果となったこと等により、県全体の納付金額が令和5年度に比べ、約7億円減少した。

##### ③ 納付金算定に用いる主な公費等の増減（令和5年度推計値との比較）

納付金の算定に用いる保険給付費や主な公費等の増減により、令和5年度推計値と比較して、県全体の納付金額が約7億円減少となった。

主な公費等	増減額	納付金への影響	
保険給付費	△18.5億円	△18.5億円	
前期高齢者交付金	△11億円	11億円	
療養給付費等負担金等	△1億円	1億円	
財政安定化基金積立金	4億円	4億円	※R5:なし
後期高齢者支援金	△1.4億円	△1.4億円	
介護納付金	△2.1億円	△2.1億円	
その他公費の増・減	△1億円	△1億円	
合計		△7億円	※県全体：約7億円減

#### 《国保事業費納付金》

平成30年度から、県が負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険法に基づき市町村が県に納付するもの。

(2) 令和6年度国保事業費納付金の算定方法等（県全体分）

① 保険給付費等の推計結果

直近の実績から「1人当たり診療費（推計）×被保険者数（推計）×給付率」により保険給付費が推計された。

区 分	R6年度 (推計)	R5年度 (見込)	R5年度 (推計)	R4年度 (実績)	R3年度 (実績)
1人当たり給付費（円）	316,526	306,581	300,530	293,983	287,786
被保険者数（人）	569,231	595,616	605,689	628,475	654,060
給付費総額（千円）	180,176,395	182,604,537	182,027,618	184,760,779	188,229,580

(3) 県国民健康保険特別会計の状況

① 令和4年度県国民健康保険特別会計の決算状況

区 分	決算額（千円）
歳 入	250,840,279
歳 出	246,538,112
収支（決算剰余金）	4,302,167

② 令和4年度決算剰余金の活用方法

区 分	金額（千円）	備 考
令和5年度分の国庫支出金返還	1,311,586	県→国返還分の財源
医療費増等への対応	970,414	普通交付金財源として留保
令和6～8年度納付金負担軽減	2,020,167	令和6年度分 673,389千円
合 計	4,302,167	

③ 財政安定化基金への積戻しについて

令和4年度県国民健康保険特別会計において、約35億円の財政安定化基金の取崩しを行った。取り崩した基金は、原則3年間で積み戻す必要があることから、令和6年度から8年度の納付金に加算される。

【財政安定化基金償還計画】

（単位：千円）

区 分	積戻必要額 A	決算剰余金活用額 B	その他基金活用額 C	納付金加算額 A-B-C
令和6年度	1,173,389	673,389	100,000	400,000
令和7年度	1,173,389	673,389	100,000	400,000
令和8年度	1,173,389	673,389	100,000	400,000
計	3,520,167	2,020,167	300,000	1,200,000

(4) 令和6年度国保事業費納付金の仮算定結果（水戸市分）

① 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の令和6年度国保事業費納付金（仮算定）の総額は、令和5年度と比べて約1億6,400万円の減となった。

（単位：円）

国保事業費納付金	R6年度 (仮算定)	R5年度	増減
医療分	4,406,362,073	4,502,863,588	△ 96,501,515
後期高齢者支援金分	1,801,643,619	1,856,581,597	△ 54,937,978
介護納付金分	639,817,171	652,482,537	△ 12,665,366
合計	6,847,822,863	7,011,927,722	△164,104,859

② 水戸市の国保事業費納付金の年度別推移（一般被保険者分）

（単位：円）

年度	金額	前年度比	備考
平成30年度	8,071,012,629	-	
令和元年度	7,346,081,303	91.0%	
令和2年度	6,135,737,513	83.5%	35億円控除
	(6,417,208,059)	(87.4%)	(281,470,546円)
令和3年度	5,966,185,954	97.2%	35億円控除
	(6,252,735,540)	(97.4%)	(286,549,586円)
令和4年度	6,318,979,814	105.9%	30億円控除
	(6,565,094,825)	(105.0%)	(246,115,011円)
令和5年度	7,011,927,722	111.0%	
令和6年度 (仮算定)	6,847,822,863	97.6%	

※令和2・3・4年度下段（ ）は、県決算剰余金による減額がなかった場合の金額

## 2 令和5年度の実施状況について

### (1) 令和5年度国民健康保険会計の状況

#### ① 保険税の収納状況（現年度分）

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率
令和2年度	5,574,320	5,045,614	90.52%
令和3年度	5,394,600	4,933,711	91.46%
令和4年度	5,444,727	4,988,799	91.63%
令和5年度(11月末)	5,164,482	3,008,567	58.25%
令和5年度(見込み)	5,147,000	4,761,000	92.50%

(前年同期 58.90%)

※令和5年度見込みは、令和5年11月までの実績値に、前年度(令和4年)11月から決算時までの伸びを乗じて算出したもの。

#### ② 保険給付費の状況

令和3年度においては、令和2年度が特殊要因(新型コロナによる保険給付費の抑制あり)により、保険給付費が減少していたため、回復傾向が見られた。令和4年度及び令和5年度(見込み)においては、被保険者数の減少に伴い、減少傾向にある。

(単位：千円)

年度	合計	対前年度比		
		一般被保険者分	退職被保険者等分	
令和2年度	14,979,039	14,978,981	58	-
令和3年度	15,451,707	15,451,707	-	103.16%
令和4年度	14,957,523	14,957,523	-	96.80%
令和5年度(見込み)	14,930,000	14,930,000	-	99.82%

#### ③ 令和5年度国民健康保険会計決算見込

(単位：千円)

歳入			歳出		
科目	当初予算	決算見込(A)	科目	当初予算	決算見込(B)
1 国民健康保険税	5,062,598	4,911,000	1 総務費	238,728	231,000
2 使用料及び手数料	1,705	1,800	2 保険給付費	15,294,000	14,930,000
3 国庫支出金	1,001	1,600	3 国保事業費納付金	7,013,759	7,013,700
4 県支出金	15,504,345	15,153,000	4 共同事業納付金	10	-
5 繰入金	1,500,901	1,493,500	5 保健事業費	181,618	168,200
6 繰越金	833,000	2,014,000	6 基金積立金	1	-
7 諸収入	74,450	80,000	7 諸支出金	49,884	49,000
			8 予備費	200,000	-
歳入計	22,978,000	23,654,900	歳出計	22,978,000	22,391,900

差引収支(A-B)

1,263,000

協議事項

1 令和6年度の必要保険税額について

国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計

(単位：千円)

項目		R6年度	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,847,823	・R6年度 仮算定額
	② その他事業費	555,808	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A	事業に要する経費 (①+②)	7,403,631	
歳入	③ 県交付金	386,607	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	438,600	
	⑤ 一般会計繰入	342,740	
	⑥ その他収入	66,330	・その他収入 (延滞金等)
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥)	1,234,277	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A - B)	6,169,354	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,507,354	
E	収入差額 (D - C)	△ 662,000	

## 2 令和6年度の保険税率等について（案）

令和6年度の収支見込みについては、県から示された国保事業費納付金の仮算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し、現行の保険税率による保険税収入見込額が不足する見込みである。しかしながら、令和5年度に引き続き、国保会計の繰越金を計画的に活用することで、収入不足が解消され収支の均衡が図られることから、令和6年度においても、被保険者の急激な負担増に繋がらないよう十分に配慮しながら、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みである。

このため、令和4年1月20日に水戸市国民健康保険運営協議会から提出された「令和4年度水戸市国民健康保険税について（答申）」に付された意見のとおり、令和6年度においても、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率を据え置くこととする。

### 【水戸市国民健康保険運営協議会答申（令和4年1月20日付） 抜粋】

#### 4 附帯意見

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の動向や、団塊の世代の後期高齢者医療制度移行による被保険者数の減少等、国保事業費納付金の算定においては、今後も不安定な要素が見込まれており、国保事業費納付金の変動等による国保税の急激な変化は、制度の安定性を欠くことに繋がると思われる。従って、今後も安定した国保財政を運営していくため、令和5年度、令和6年度についても繰越金の活用により被保険者の負担軽減を図りながら、保険税率等を据え置くこととされたい。

ただし、国保事業費納付金の大幅な変動等により、国保運営に大きな影響が見込まれる場合には、税率改正について柔軟に対応すること。

## 水戸市国民健康保険データヘルス計画（第2次）策定基本方針

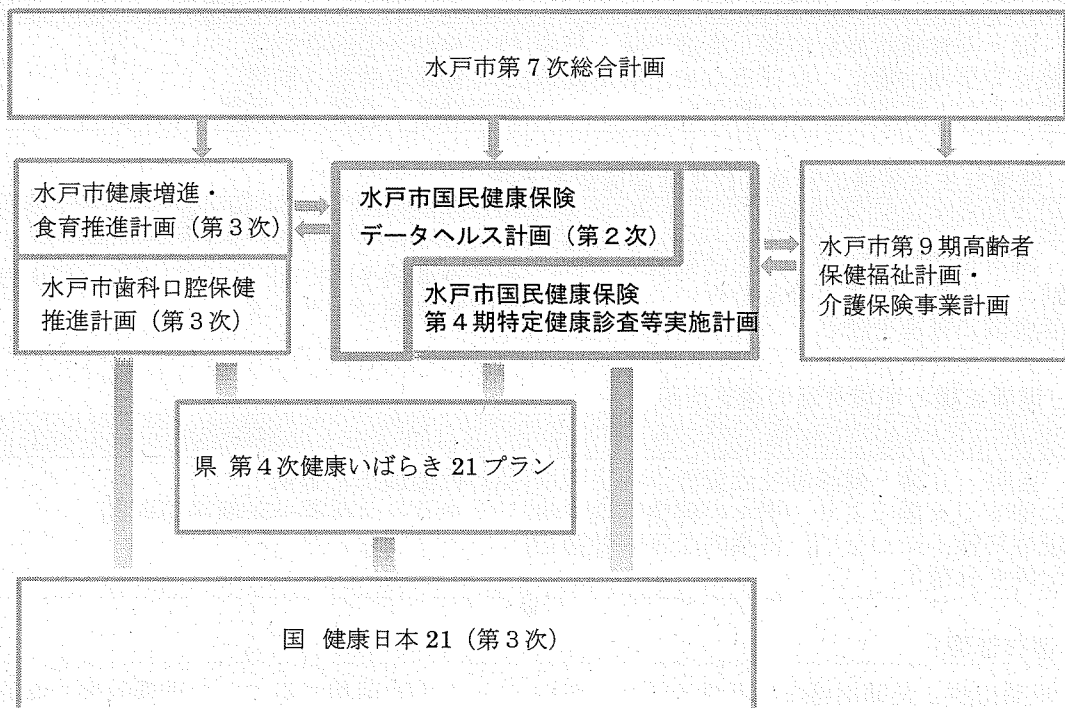
### 1 計画策定の趣旨

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」ことが示されました。

その後、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられ、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進する。」と示されました。

こうした背景を踏まえ、本市では、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、医療費の適正化に資することを目的とし、水戸市国民健康保険 データヘルス計画（第2次）を策定するものです。

【図】計画の位置付け





## 2 計画の期間

令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。

## 3 データヘルス計画の全体像

目指す姿
誰もが格差なく、医療や介護・健診等の社会資源を適正に活用できる環境を整え、市民が自己の疾病予防や健康づくりへ主体的に取り組めるよう関わりを継続し、市民一人ひとりが自立して健康にいきいきと暮らせる地域社会を目指す。

### <目標・目的>

健康寿命の延伸・健康格差の縮小及び医療費の適正化
--------------------------

### <施策の展開>

#### ・生活習慣病(重症化)・メタボ該当者の減少

目的	取組内容
生活習慣病のハイリスク者に医療受診の必要性や個々に合わせた情報提供や保健指導を行い生活習慣病の重症化を防ぐ。	糖尿病性腎症重症化予防事業 生活習慣病重症化予防事業(高血圧・脂質異常) 生活習慣病予防・早期介入事業(40歳未満) 異常値放置者受診勧奨事業 CKD対策事業

#### ・生活習慣病該当者・予備群該当者の減少

目的	取組内容
メタボ該当・予備群該当者に生活習慣改善に関する保健指導等を行い、特定保健指導対象となる者の割合を減少させる。	特定保健指導未利用者勧奨 特定保健指導

#### ・生活習慣病の早期把握

目的	取組内容
個々の健康状態を把握し疾病予防・早期発見や早期治療につなげるため、特定健診受診やがん検診受診者を増やす。	特定健診未受診者勧奨 がん検診未受診者勧奨 特定健診・各種がん検診

#### ・健康な生活習慣の定着及び生活習慣病の予防

目的	取組内容
様々な機会を活用し、生活習慣病予防に関する情報・知識の普及を行い、適正な生活習慣の普及を図る。	生活習慣病予防に関する情報周知(健康教育) 健康教室型プログラム

#### ・健康支援と地域資源の適正活用

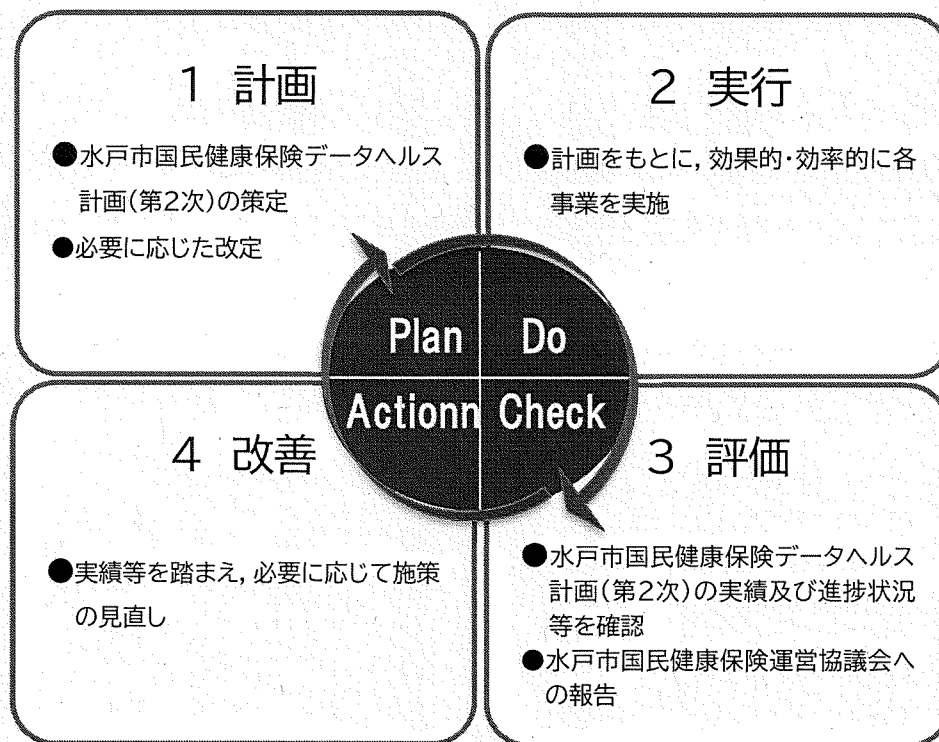
目的	取組内容
医療・介護・健診等社会資源の適正利用に関する支援により、個々の健康増進や健康格差縮小につなげ、将来的な医療費適正化等を目指す。	受診行動適正化事業 ジェネリック医薬品差額通知事業

### <進捗管理>

短期指標と長期指標の相互性を図り、PDCAサイクルを活用することで事業効果を高める。
--

#### 4 計画の評価・見直し

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）によるPDCAサイクルにより進行管理を行い、水戸市国民健康保険運営協議会において本計画の進捗状況を検証・評価して本計画の施策を推進します。



#### 5 スケジュール

令和5年度	2月	水戸市国民健康保険データヘルス計画（第2次）案の報告 庁内決定
令和6年度		第1回運営協議会 最終報告

## 水戸市国民健康保険第4期特定健康診査実施計画基本方針

### 1 計画策定の趣旨

急速な高齢化や疾病構造の変化に対応した健康施策が求められる中、生活習慣病の発症や重症化予防において、国民一人ひとりのリスクに応じた対応を行い、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

本市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んできたところです。

近年、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められています。本計画は、第3期計画期間が終了することから、国の動向や本市の健康課題等を踏まえ、被保険者の健康増進を図るための効率的かつ効果的な保健事業を展開するため、水戸市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画を策定するものです。

### 2 計画の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

### 3 特定健康診査及び特定保健指導の事業計画について

#### (1) 特定健診について

##### ① 特定健診受診率

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診対象者数（人）		39,094	38,532	37,172	35,202
特定健診受診者数（人）		11,502	7,680	8,701	9,308
特定健診受診率	水戸市	29.4%	19.9%	23.4%	26.4%
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-
	県	38.6%	26.3%	33.5%	35.6%

##### ② 特定健診の実施目的

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行います。

③ 対象者

水戸市国民健康保険加入者で、当該年度に40歳から74歳となる人に実施します。

④ 実施期間・実施場所

集団健診は、6月から2月にかけて実施します。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し、選定します。

個別健診は、6月から2月にかけて実施します。実施場所は、市医師会の市内指定医療機関で実施します。

⑤ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い健診項目を実施します。

	項目
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・質問票（既往歴（服薬歴，喫煙歴を含む），自他覚症状）</li><li>・身体計測（身長，体重，腹囲，BMI）</li><li>・血圧</li><li>・血中脂質検査 （空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）HDL コレステロール，LDL コレステロール（Non-HDL コレステロール））</li><li>・肝機能検査（AST（GOT），ALT（GPT），<math>\gamma</math>-GT（<math>\gamma</math>-GTP））</li><li>・血糖検査（HbA1c，空腹時血糖，やむを得ない場合には随時血糖）</li><li>・尿検査（尿糖，尿蛋白）</li></ul>
追加（詳細）健診項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・心電図検査</li><li>・眼底検査</li><li>・貧血検査</li><li>・血清クレアチニン検査</li><li>・尿酸値</li><li>・尿潜血</li></ul>

⑥ 水戸市特定健診の目標値

項目	現状値	目標値
	2023(令和4)年度	2029(令和11)年度
特定健診受診率	26.4%	48%
特定健診2年連続受診率	19.0%	30%

(2) 特定保健指導について

① 特定保健指導実施率

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診受診者数(人)		11,502	7,680	8,701	9,308
特定保健指導対象者数(人)		1,559	930	1,084	1,205
特定保健指導該当者割合		13.6%	12.1%	12.5%	12.9%
特定保健指導実施者数(人)		209	94	92	142
特定保健指導 実施率	水戸市	13.4%	10.1%	8.5%	11.8%
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-
	県	32.7%	32.7%	31.7%	33.0%

② 特定保健指導実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施します。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とします。

また、2年連続して積極的支援対象者に該当した場合は、1年目に積極的支援を終了した者、かつ1年目に比べ2年目の状態が一定程度改善している者は動機付け支援対象とすることができます。

特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象年齢	
	(血糖・血圧・脂質)		40-64歳	65歳
男性 $\geq$ 85cm 女性 $\geq$ 90cm	2つ以上該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
上記以外で BMI $\geq$ 25kg/m <sup>2</sup>		3つ該当	なし	
	なし/あり		積極的支援	
	2つ該当	あり	積極的支援	
		なし		
	1つ該当	なし/あり	動機付け支援	

### ③ 対象者

効率的、効果的な特定保健指導を実施するため、支援が必要な層及び効果が期待できる層に、重点的に特定保健指導の利用勧奨を行います。具体的には、利用率が少ない40、50歳代を重点対象とします。

### ④ 実施期間・内容

特定保健指導は通年をとおして実施し、面接は原則年1回行います。

	項目
積極的支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・初回面接時に、医師、保健師又は管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定</li><li>・3か月以上定期的に電話や訪問で継続支援を実施し、体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について最終評価を実施</li><li>・体重2kg及び腹囲2cm減少を達成した対象者は、その時点で支援を終了</li></ul>
動機付け支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・初回面接時に、医師、保健師又は管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定</li><li>・3か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について実績評価を実施</li></ul>

### ⑤ 特定保健指導の目標値

項目	現状値	目標値
	2023(令和4)年度	2029(令和11)年度
特定保健指導実施率	11.8%	40%
特定保健指導対象者の減少率(昨年比)	24.7%	40%

## 4 第4期特定健康診査等実施計画の評価・見直し

特定健診受診率及び特定保健指導の実施率等については、毎年度ごとに評価を行います。メタボ該当者及び予備群の減少率等については、データヘルス計画(第2次)の評価に併せ、本計画の最終年度(令和11年度)に評価を行います。

設定した目標値の達成状況を年度ごとに点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行います。